

地方公務員法の一部改正(定年延長)に伴う関係条例の整備について

I 趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応を図り、質の高い行政サービスを展開していくためには、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員にその知識、技術、経験などを継承していく必要があります。

そのような中、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢の設定や定年前再任用短時間勤務制度が設けられ、地方公務員も同様の措置を講ずる必要があることから、関係する条例を改正(整備)するものです。

II 定年延長に伴う対応内容

1 定年の段階的延長

現行の60歳定年を令和5年度から令和13年度にかけて、2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げます。このため、令和13年度の制度完成までの間の定年退職者は、2年に1度生じることとなります。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
定年	60		61			62		63		64		65	
S36.4.2～	定年	再任用	暫定再任用(以下「暫再」)										
S37.4.1生	59歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
S37.4.2～	定年	暫再											
S38.4.1生	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
S38.4.2～		定年	暫再										
S39.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
S39.4.2～		定年	暫再										
S40.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
S40.4.2～		定年	暫再										
S41.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
S41.4.2～		定年	暫再										
S42.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
S42.4.2～		定年	暫再										
S43.4.1生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
S43.4.2～		定年	暫再										
S44.4.1生	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年)の導入

定年を引き上げる中で、組織の新陳代謝を確保し、組織全体としての活力を維持するため、管理監督職(主幹級以上)の職員については、原則60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任します。

3 定年前再任用短時間勤務制の導入

定年の引き上げ後、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズに対応するため、60歳に達した日以後、定年前に退職した場合には、本人の意向に基づいて、定年前再任用短時間勤務職員として採用することを可能とするものです。

任期については、引き上げ後の定年年齢が属する年度の3月31日までとなり、給料、勤務時間等については、現行の再任用職員制度と同じ取扱いとなります。

なお、現行の再任用職員制度については、定年延長に伴い、廃止となりますが、令和13年度の制度完成までは、暫定再任用職員制度として存置されることとなります。

4 情報提供・意思確認制度の新設

職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、60歳に達した日以後の勤務の意思確認を実施します。

5 給与に関する措置

60歳に達した日以後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)以降の給料月額は、原則として、特定日前に受けていた給料月額の7割水準となります

III 定年延長に伴う関係条例の改廃

1 定年延長に関するもの

議案	改正条例名	主な改正内容
第63号	二宮町職員の定年等に関する条例	「II 定年延長に伴う対応内容(5の給与に関する措置を除く。)」に係る規定を整備します。また、附則において、現行の「二宮町職員の再任用に関する条例」を廃止します。
第60号	二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	地方公務員法の改正に伴い、引用条項の整備を行います。
第61号	二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例	派遣できない職員に役職定年を延長された職員等を加えるほか、定年前再任用短時間勤務職員の派遣を可能とする規定の整備を行います。

第65号	二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備を行います。
第66号	二宮町職員の育児休業等に関する条例	育児休業等ができない職員に役職定年を延長された職員を加えるほか、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備を行います。
第69号	二宮町職員の旅費に関する条例	旅費の支給対象に定年前再任用短時間勤務職員を含む規定の整備を行います。

2 給与に関するもの

議案	改正条例名	主な改正内容
第67号	職員の給与に関する条例	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備及び60歳以降の給料月額を7割水準とする規定の整備を行います。
第62号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	給料月額を7割とする降給措置は、分限処分に該当するため、必要な規定を整備します。
第64号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	減給処分が適用される期間中に給料が7割水準になった場合には、その減額後の給料月額に地域手当を加えた合計額の10分の1を減ずる規定を整備します。
第68号	二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	支給する給与等の種類について、常勤職員と定年前再任用短時間勤務職員の区分を明確にする規定の整備を行います。

※その他一部の改正条例の附則において、主に暫定再任用職員の経過措置について規定します。

IV 施行期日

令和5年4月1日

議案第60号から議案第69号までの地方公務員法の一部改正に伴う定年延長に係る関係条例の整備について、補足資料を一括で説明をいたします。

今回のそれぞれの条例改正は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるため、それぞれの条例に必要な改正を行うものです。

今回の補足説明資料では、定年延長制度の概要をご説明させていただきます。

1の趣旨ですが、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを継続的に維持していくため、高齢期の職員を最大限活用し、次世代に継承していくことが必要であり、既に、国家公務員は国家公務員法の改正により、段階的に定年年齢が引き上げられることが決定しています。

地方公務員においても、地方公務員法が改正され、それぞれの自治体において法律に基づいた措置を講ずる必要があることから、町においても必要な改正を行うものです。

Ⅱの定年延長に伴う対応内容ですが、「1 定年の段階的延長」については、現行の60歳定年を令和5年度から令和13年度にかけ、2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げるもので、制度完成の令和13年度までは定年退職者が2年に1度になるものです。

「2 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年)の導入」については、定年年齢を引き上げることで、組織全体の活力を維持するため、管理監督職(主幹級以上)の職員は、原則60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外に降任するものです。

「3 定年前再任用短時間勤務制の導入」は、定年年齢引き上げ後に、本人の事情により多様な働き方を選択できるよう、定年前再任用短時間勤務を可能とするものです。

「4 情報提供・意思確認制度の新設」は、60歳に達する職員に対し、前年度に各種情報提供を行うこととするものです。

「5 給与に関する措置」は、60歳に達した日以降の最初の4月1日に給与月額を原則、7割に変更するものです。

Ⅲの定年延長に伴う関係条例の改廃については、「1 定年延長に関するもの」と「2 給与に関するもの」を整理した一覧表となります。

Ⅳの施行期日は、令和5年4月1日となります。